

第1 監査対象部課等

学校教育部（学校教育課、人権教育課）

生涯学習部（生涯学習課、スポーツ振興課、郷土文化室、図書館）

第2 監査の実施期間

平成20年1月18日から平成20年2月19日まで

第3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

第4 監査対象年度

平成19年度執行分（平成19年4月1日から平成19年12月31日まで）。ただし、必要に応じて平成18年度を含む。

第5 監査の対象事務

1 学校教育部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 学校教育課

ア 収入事務

市民プール使用料（水練学校受講料）

イ 契約事務

(ア) 委託契約

岸和田市総合的教育力活性化事業委託契約、中国上海市楊浦区中学生訪問交流受入業務委託契約、小学校教育研究事業委託契約、中学校教育研究事業委託契約

(イ) その他の契約

A L T用住宅賃貸借契約、社会人活用に関わる保険契約

ウ 補助金交付事務

全日本合唱コンクール全国大会遠征補助金、全国中学校相撲大会遠征補助金、全国中学校柔道大会遠征補助金、全国中学校ソフトテニス大会遠征補助金

(2) 人権教育課

ア 収入事務

進路選択支援事業費補助金

イ 契約事務

人権教育研究委託契約

ウ 旅費の支出状況

2 生涯学習部各課等の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 生涯学習課

ア 収入事務

公民館・青少年会館等使用料、コピー料、公民館・青少年会館等敷地使用料

イ 契約事務

(ア) 委託契約

地区公民館施設運營業務委託契約、青少年会館等施設運營業務委託契約、放

課後子ども教室推進事業委託契約、岸和田市あんしん・あんぜん情報ネットシステム保守業務委託契約、市立公民館・中央地区公民館管理業務委託契約

(1) その他の契約

新条地区公民館敷地賃貸借契約

ウ 補助金交付事務

社会教育関係団体運営補助金、地車祭における青少年非行防止啓発事業に関する補助金

(2) スポーツ振興課

ア 収入事務

運動広場使用料、市民体育館使用料

イ 契約事務

(ア) 委託契約

学校体育施設開放事業委託契約、秋季総合体育大会等事業実施委託契約、第50回市民体育祭事業委託契約、市民体育館管理運営業務委託契約、市民プール監視等業務委託契約

(1) その他の契約

市立葛城テニスコート修繕請負契約、スポーツ施設情報システム用業務端末・街頭端末機賃貸借契約

ウ 補助金交付事務

岸和田市公園緑化協会補助金、スポーツ振興事業補助金

エ 公の施設の指定管理の状況

総合体育館、市民道場心技館

(3) 郷土文化室

ア 収入事務

きしわだ自然資料館入場料、図録等収入、各種冊子等頒布収入、きしわだ自然資料館使用料、文化財敷地使用料

イ 契約事務

自然資料館清掃・受付（案内）監視業務委託契約、自然資料館展示品・展示用機器等維持管理業務委託契約、文化財発掘調査業務委託契約、自然資料館機械警備業務委託契約、自然資料館空調機保守管理業務委託契約

ウ 補助金交付事務

文化財保存事業補助金

(4) 図書館

ア 収入事務

コピー料、公衆電話受託収入

イ 契約事務

(ア) 委託契約

図書館清掃業務委託契約、書誌情報作成等業務委託契約、図書館業務用電算機器保守点検業務委託契約、インターネットサブシステム保守点検業務委託契約、図書館機械警備業務委託契約

(イ) その他の契約

図書館業務用電算機器賃貸借契約、サニタイザーMK7一式賃貸借契約、電子複写機賃貸借契約

ウ 旅費の支出状況

第6 監査の結果

1 学校教育部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 生涯学習部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。